

令和4年度 埼玉県公労使会議取組

■コロナ禍における雇用の安定と働き方改革の推進

I 雇用の安定を図るための取組

1 雇用の維持への支援

- (1) 雇用調整助成金等による雇用維持の取組への支援
- (2) 産業雇用安定助成金等による在籍型出向の取組への支援

2 就労促進に向けた支援

- (1) 各種就職面接会の開催に係る協力・連携
- (2) 求職者支援制度を活用した職業訓練や県立高等技術専門校における職業能力開発講座の開催

II 働き方改革の推進に係る取組

1 働きやすい職場づくりの推進

- (1) 長時間労働是正等の実現に向けて生産性向上に向けた取組への支援
- (2) 職場のメンタルヘルス対策の推進（対策強化月間（11月）の実施）
- (3) 職場のハラスメント対策の推進（対策強化月間（12月）の実施）

2 誰もが納得して働き続けられる環境の整備

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、女性活躍の推進、男性の育児休業取得の促進などの環境整備への支援

3 多様で柔軟な働き方を選択できる環境の整備

- (1) テレワークの定着促進をはじめとした柔軟な働き方の推進
- (2) くるみん、えるぼし、多様な働き方実践企業等認定制度の推進（企業への取得促進、求職者への周知強化）

4 働き方改革推進期間の実施（7月～11月）

- (1) 県内一斉ノー残業デー（月2回実施：毎月第1・第3水曜日）
- (2) 年次有給休暇の取得促進（期間中5日以上取得）
- (3) 取引先へのしわ寄せ防止にかかる取組（短納期・受発注計画の急変更などの是正呼びかけ）